

午後1時30分 開 会

○委員長（小松栄治） それでは、ただ今から教育福祉常任委員会を開会いたします。

欠席の届けが、28番高橋幸晴委員から出ておりますので、よろしくお願い申し上げます。

当委員会に付託された事件につきましては、別紙の日程のとおり審査いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

説明及び質疑については、課ごとに行い、討論・表決につきましては、一括で行うことといたします。

なお、正確な会議録作成のため、発言はマイクにスイッチを入れてからお願いを申し上げます。

審査に入る前に、本日の日程について確認をいたします。審査日程表にありますとおり、委員会審査終了後に所管事務調査を行うことになっておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは診査の前に、加藤健康福祉部長よりご挨拶をお願いいたします。

○健康福祉部長（加藤実） 本日の常任委員会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

昨日の一般質問の答弁で、子育て支援策の再構築を検討する「子育て支援制度等検討会議」を設置したと、市長が申し上げたところであります。この会議は、西山副市長が委員長となり、私と企画部長が副委員長で、ほか関係部課長がメンバーとなった、組織横断的なプロジェクトであります。

第1回目の検討会議を、来週の9月20日に開催し、早速、動き出すわけですが、先の行政視察で訪問しました、岐阜市の子ども若者支援センター「エールぎふ」は、健康福祉部と教育委員会それぞれの相談部門を合体して、「子ども未来部」という新たな組織を立ち上げることにより、連携を超えた一体化を実現しておりました。こうした縦割り行政に捕らわれない市民目線の考え方を、今回のプロジェクトにも提案し、今後の大仙市の取り組みに、活かして参りたいと考えておりますので、何卒ご理解とご指導の程お願いいたします。

さて、本日、付託となっております健康福祉部所管の案件は、条例の一部改正案及び一般会計補正予算案についてであります。詳細につきましては、この後、それぞれの担当課長より説明させていただきますので、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○委員長（小松栄治） はい、ありがとうございました。それでは審査に入りたいと思います。

はじめに議案第87号「大仙市へき地保育所条例及び大仙市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。佐藤子ども支援課長。

○子ども支援課長（佐藤正道） 議案第87号「大仙市へき地保育所条例及び大仙市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

資料No.1の議案書、12ページをお開き願います。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）の施行に伴い、子どものための教育・保育の利用者負担が実質無償化されたことから、「大仙市へき地保育所条例及び大仙市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」において、所要の改正を行うものであります。改正内容については、13ページをご覧ください。

第1条 大仙市へき地保育所条例（平成23年大仙市条例第42号）の一部を次のように改正します。

条例第4条第3項について、現在の条文は「第1項の規定にかかわらず、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）の児童の保育料は、徴収しない。」とありますが、これを、「第1項の規定にかかわらず、次に掲げる児童の保育料は徴収しない。」とし、第1号に「生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）の児童」、第2号に「市町村民税非課税世帯の児童（3歳未満の児童に限る。）」、第3号に「3歳以上の児童」と加えるものとします。

次に、第2条 「大仙市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年大仙市条例第24号）の一部改正については、文言の整理を行うこととし、本則中、支給認定証に係る部分を除き「支給認定」を「教育・保育給付認定」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改めるものであります。

また、附則第3条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改めるものであります。

この条例の施行日は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）の施行の日である、令和元年10月1日からとなります。

以上、条例改正案につきまして、ご説明いたしました。ご審議の上ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（小松栄治） はい、ありがとうございます。説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方、お願いします。ありませんか。はい、藤田さん。

○委員（藤田和久） すみません。この3歳以上の児童については、今回の法令の改正でこういうふうになると、しょうがないことになるんですけども、2条、3条の名称変更ありますよね。支給認定、教育から教育保育認定とかって。こも名前を変える意義っていうのはどこにあるんでしょう。なんか前の支給認定というのは、どういう意味で相応しくないのか。ちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（小松栄治） はい、課長。

○子ども支援課長（佐藤正道） 今年の5月30日に県の方で説明会がございまして、その中の説明資料の中に、この支給認定を教育保育給付認定に改める等の用語の整理を行うことをお願いしますということでもあります。それでその部分につきましては、満3歳以上、教育保育給付認定子どもに係る、その説明会がございまして、そこで直して下さいというようなことを言われましたんで、それ以上、ちょっと申し訳ないんですけど、お願いします。

○委員長（小松栄治） はい、ありがとうございます。他にございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小松栄治） ないようですので、質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小松栄治） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（ 「異議なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小松栄治） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決するべきものと決しました。

次に、議案第91号「令和元年度大仙市一般会計補正予算（第4号）」を議題といたします。当局の説明を求めます。

はじめに、佐藤社会福祉課長。

○社会福祉課長（佐藤和博） それでは、議案第91号「令和元年度大仙市一般会計補正予算（第4号）」の内、社会福祉課所管分についてご説明いたします。

説明資料につきましては、「資料No.2 令和元年度大仙市補正予算 9月補正」であります。

11ページをお願いいたします。

3款1項7目「老人福祉施設費」72事業「高齢者施設等設備整備費補助金」であります。

これは、『合資会社サポートハウスアイビー』が、神岡地域神宮寺で運営している有料老人ホームにおいて実施する、火災発生を感知した際、連動して消防署へ通報する機能も備えた自動火災報知設備の整備に対して、補助金を交付し支援するもので、事業費93万5千円に対して、補助金額は32万5千円（定額補助）であります。

財源については、当該事業が、国の「地域・介護福祉空間整備等施設整備交付金」の対象事業として採択されたものであることから、全額、国庫補助金で一般財源はありません。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小松栄治） はい、ありがとうございます。説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方、お願いいたします。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小松栄治） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、藤原生活支援課長。

○生活支援課長（藤原孝之） それでは、議案第91号「令和元年度大仙市一般会計補正予算（第4号）」のうち、生活支援課所管にかかる予算についてご説明申し上げます。

事業説明書がありませんので、補正予算書で説明させていただきます。資料No.2「令和元年度大仙市補正予算」の11頁をお開きください。

11頁の一番下であります。3款3項1目10事業「生活保護事務費」であります。

補正前予算額 1 千 5 6 8 万 5 千円に増額補正 6 7 4 万 3 千円をお願いし、補正後予算額を 2 千 2 4 2 万 8 千円とするものです。

今回の補正は、生活保護システムの改修と被保護者の健康管理支援に係る委託料の増額補正であります。

生活保護システムの改修については、一つ目は平成 3 0 年 1 0 月の生活保護法改正により創設された「進学準備給付金」の情報をマイナンバー情報連携の対象とするための改修です。額は 5 9 万 4 千円、国庫補助率 3 分の 2、補助額 3 9 万 6 千円です。二つ目は被保護者世帯の資産調査を効率的に実施するため、生命保険会社に対する調査照会様式を全国統一するための改修です。額は 3 3 万円、国庫補助率 2 分の 1、補助額 1 6 万 5 千円です。三つ目は厚生労働省へ報告する業務データシステムの調査項目を変更するための改修です。額は 3 0 万 8 千円、国庫補助率 2 分の 1、補助額 1 5 万 4 千円です。

被保護者の健康管理支援については、平成 3 0 年 1 0 月の生活保護法の改正により創設された「被保護者健康管理支援事業」に基づき、被保護者に対する必要な情報提供、保健指導等を実施し、医療に関する調査分析を行うものです。今年度はレセプトデータの分析及び対象者の抽出までを行います。額は 5 5 1 万 1 千円、国庫補助率 1 0 分の 1 0 です。

なお、この補正額の財源は、6 2 2 万 6 千円を国庫支出金の生活困窮者就労準備支援事業費補助金のうちの生活保護適正実施推進事業で、残り 5 1 万 7 千円が一般財源となります。

以上、生活支援課所管の補正予算について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 委員長（小松栄治） はい、ありがとうございました。説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方、お願いいたします。はい、挽野さん。
- 委員（挽野利恵） この生活保護のいろんな基準に合わせるためのシステムと思うんですが、国等支出金が 1 0 0 % カバーしてくれないというものだったのでしょうか。
- 委員長（小松栄治） はい、課長。
- 生活支援課長（藤原孝之） 最後の被保護者の健康管理支援事業は、1 0 分の 1 0 の補助でありますけれども、他のものは 2 分の 1 だったり 3 分の 2 だったりという、一応一般財源がある補助になっております。
- 委員（挽野利恵） わかりました。

○委員長（小松栄治） 他に、質問。はい、藤田さん。

○委員（藤田和久） あの、よく聞き取れなかったんですけれども、生命保険会社と何か協力して何かやるっていうようなお話ありましたよね。それもう少し詳しく教えていただきたい。どこをこれまでと変わるのか、何が変わるのか、それも教えて下さい。

○委員長（小松栄治） はい、課長。

○生活支援課長（藤原孝之） 保護開始時点になりますと、その対象者の資産の状況も全部調べます、保護法29条でありますので、29条調査ということで調べますけれども、生命保険に加入しているか加入していないかというのも各生命保険会社に書面で調べますので、それを各システムばらばらだったのを保険会社の方からも統一してほしいという話もあったみたいで、全国で統一して、書式を統一するというものです。

○委員長（小松栄治） はい、他に。質疑ありませんかな。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小松栄治） はい、ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、佐藤子ども支援課長。

○子ども支援課長（佐藤正道） 同じく議案第91号「令和元年度大仙市一般会計補正予算（第4号）」のうち、子ども支援課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

資料No.2の補正予算書は11ページとなっておりますが、資料No.2-1「令和元年度補正予算（案）」主な事業の説明書でご説明させていただきます。

主な事業の説明書の3ページをご覧ください。

3款2項1目62事業、新規事業の「子育てのための施設等利用給付費負担金」でございます。

補正額は112万8千円であります。財源は全て一般財源となっておりますが、今年度については、一番最後の行に記載しておりますように、地方特例交付金「子ども・子育て支援臨時交付金」として入ってくる予定であります。

それでは1. Plan「事業の目的及び目標」からご説明いたします。

今年10月1日から開始となります「幼児教育・保育の無償化」において、認可外保育施設や病児保育事業などの、保育サービス等を利用する児童に係る利用料も無償化の対象とすることで、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ることを目的といたします。

2. 3を飛ばしまして、4. Act「今後の方向性と令和元年度事業の概要」ですが、先にご説明しましたように、無償化の対象となる利用料金の補正をするわけですが、対

象となる施設・事業は、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業となります。

対象児童について、認可外保育施設の利用児童は、3歳から5歳までの子どもたちで上限が月額3万7千円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちは上限月額4万2千円までであります。

それぞれの補正額の内訳としては、一番下の表のとおりとなっておりますので、ご説明いたします。

①の認可外保育施設について、0歳から2歳までの非課税世帯は、現在市では該当者はおりませんが、概算として2名の6カ月分をみて50万4千円としました。

②の一時預かり事業については、1号認定で、大曲保育会と大空大仙の1カ月平均額を算出し、6カ月分ということで、大曲保育会が3万9,600円、大空大仙が54万4千2百円で積算いたしました。

③病児保育事業と④ファミリー・サポート・センター事業につきましては、保育施設に入っている子どもは、保育料の無償化の対象となるため、該当いたしません。また、現在病児保育事業とファミリー・サポート・センター事業を利用されている方で無償化の対象となる児童はおりませんが、10月1日以降の概算分として、病児保育事業が10件分で1万円、ファミリー・サポート・センターが、月10時間の6カ月分として3万円を計上いたしました。補正額の合計は112万7千8百円となります。

次に、主な事業の説明書の4ページをご覧ください。

3款2項1目89事業、拡充事業の「すこやか子育て支援費」でございます。

補正前の額が、1億766万6千円で、補正額が1千227万8千円、補正後の額が1億1千994万4千円であります。財源内訳は、県支出金が613万8千円で、一般財源は614万円となっております。

3. Check「問題と課題」の欄からご説明いたします。

令和元年10月1日より、3歳児から5歳児までの幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する子供たちの利用料が無償化されますが、給食費等は発生することになるため、すこやか子育て支援制度を拡充し、給食費等の助成を県と共同実施していく必要があります。

4. Act「今後の方向性と令和元年度事業の概要」ですが、先にご説明しましたように、本事業を拡充の上、保育所、認定こども園等を利用する3歳児から5歳児を対象に、給食費のうち副食費（おかず分）の助成を、県と共同で行っていきます。

下の方の表をご覧ください。

上段幼稚園部の1号認定の子どもさんについては、現在施設で徴収しております月額4千円で試算し、保育園部3歳以上の2号認定の子どもさんについては、国が示す公定価格である4千5百円を上限として試算しております。

年収に応じた各階層ごとの算出方法や、第2子・第3子などの全額助成を適用させた内容にまとめております。計算そのものが煩雑であるため、簡略化した表ではありますが、このとおりの助成額となっておりますので、ご了解願います。副食費助成の内容につきましては、先にお渡ししている別資料の1ページをご覧ください。

左上の副食費助成の内容ですが、対象はこれまでご説明したように、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3～5歳児の副食費であります。補助率は、第1子が世帯年収約640万円未満が2分の1、640万円以上が4分の1、ただし、ひとり親世帯は2分の1となります。多子世帯は全額補助。ただし、平成28年4月2日以降に第3子以降が生まれた世帯の第2子以降及び平成30年4月2日以降に生まれた第2子以降が対象となります。

左下の助成額の算定等につきましても、保育所の上限額が4千5百円で、各施設で設定することとなっております。

助成額の支払い方法については、右のカラーの図をご覧ください。

上のほうが現物給付ということで、助成分を差し引いた副食費を施設に支払うものであります。下が、償還払いということで、一度全額支払ったのち、助成分を保護者が受け取る形であります。

いずれも、施設の実情に応じて選択可能となっておりますが、広域入所においては、償還払いをおこない、住所地の市町村に請求する形となります。

次に、資料No.2の補正予算書、11ページをご覧ください。事業説明書はございません。

民生費3款2項3目12事業、真ん中より少し下の「認可保育所事務費等」でございます。

補正前の額が 2 5 4 万 4 千円で、補正額が 8 8 7 万 8 千円、補正後の額が 1 千 1 4 2 万 2 千円であります。財源内訳は、国庫支出金の「子ども・子育て支援事業費補助金」が歳出額と同額の 8 8 7 万 8 千円で、全額国庫補助金で賄われる予定となっております。

これは、令和元年 1 0 月以降の保育料算定にあたり、法改正後の算定結果が正確に反映されるよう、現行システムを改修する必要があるためであります。

国の無償化の制度が確定し、すこやか子育て支援制度における県の拡充が 6 月の県議会に計上されたことにより、システム機能の追加を今次 9 月補正に計上したものであります。

その機能追加分として、幼児教育・保育無償化実施システム改修委託料が 8 7 6 万 4 千円で、事務費として 1 1 万 4 千円で、合わせて 8 8 7 万 8 千円計上いたしました。

続きまして、同じく民生費 3 款 2 項 3 目 6 1 事業「法人立保育所補助金」でございます。

これも事業説明書はございませんが、先にお渡ししております、別資料と合わせてご説明いたします。

補正前の額が、4 千 6 9 7 万 7 千円で、補正額が 6 0 0 万円、補正後の額が 5 千 2 9 7 万 7 千円であります。財源内訳は、国庫支出金が 4 0 0 万円で、一般財源は 2 0 0 万円となっております。

この事業は、保育士の業務負担の軽減を図るため、昨年度に ICT 化を進める大空大仙の認定こども園 1 施設でシステムを導入し、「児童の登降園の管理」「保育計画の作成」「日々の記録」などの事務作業を効率的に行っておりますが、エラーや不具合なども無く、順調に事務を執ることができております。

保育士がこどもたちを安全・安心に保育・教育できるよう、今後の事務的な業務の軽減は必要不可欠だと考えますので、全保育所及び認定こども園の ICT 化の推進を図る必要があります。

別添資料 2 ページをご覧ください。大空大仙の残りの 8 施設についてシステム導入を実施したいと考えます。

この補助事業は毎年実施されているわけではありませんが、国の本補助金の交付要綱が令和元年 6 月 2 0 日に制定されたことにより、システムの利便性や効率を考慮して 9 月補正に計上したものであります。補助事業等の内容及び流れについては、次の 3 ページに記載されております。

補助単価が1施設当たり100万円、補助率、国が2分の1、市区町村4分の1、事業者が4分の1ということでなっております。

機能につきましては、4ページから9ページまで、ちょっと長く掲載されておりますので、後ほどご覧いただければ幸いと存じます。

以上、ご説明いたしました、ご審議のうえ、ご承認賜わりますよう、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（小松栄治） はい、ありがとうございます。説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方、お願いいたします。ありませんか。いいすかな。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小松栄治） ないようですので、質疑を終結いたします。

なお、討論及び採決は、教育委員会の審査終了後に一括して行いますので、よろしくお願いいたします。

ここで、説明職員の入れ替えのため、暫時休憩いたします。どうもありがとうございました。

（ 休憩 午後 1時58分 ）

（ 再開 午後 2時01分 ）

○委員長（小松栄治） それでは休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

はじめに、吉川教育長よりご挨拶をお願いいたします。

○教育長（吉川正一） お疲れ様です。今年の全国花火競技大会も無事終了しました。10月には、大曲の花火「秋の章」がありますが、今年は市内の小学3・4年生とその保護者の皆様を招待し、市内の子どもたちに、大曲の花火の素晴らしさを体感してもらおうことにしております。この事業は、今年で三年目となります。

また、8月16日に実施されました中学生サミットでは、大曲農業高校太田分校と西仙北高校の生徒も参加して、各校の地域貢献に関する特色ある活動の紹介と昨年のサミット宣言の内容である地域活性化推進に関する各校の取り組みや活性化へのアイデアが出されました。ここで出された地域活性化に関する提案等を、来年1月の中学生議会で具体化していく予定であります。

スポーツ関係では、スポーツ少年団や中学生が全国大会や東北大会に出場しました。どのチームもよく頑張ってくれました。特に、仙北中の野球と女子バレーボール部、大曲中の女子卓球が見事全国大会出場の切符を手を入れ、滋賀県と和歌山県での大会

に臨んでおります。その中で、ご承知のように、仙北中学校野球部は全国大会ベスト4という素晴らしい成績を残してくれました。

なお、今年の全国学力・学習状況調査につきましては、お手元の資料にありますように、今年も教科に関する調査結果は、県の平均正答率と同程度か上回っている状況であり、概ね良好と捉えております。現在、生活等に関する質問紙の方の集計を行っており、その分析が出来次第、改めて情報提供させていただきます。

さて、本日の常任委員会では、教育委員会関係としまして、中仙地区の統合に関わる学校設置条例の一部改正や寄付及び旧校舎の有償貸与に伴う基金積立の補正、そして仮称でございますが、「大綱交流館整備事業」に係る財源振替についてであります。よろしくご審査くださるようお願い申し上げます。

以上です。

○委員長（小松栄治） はい、ありがとうございました。

それでは、議案第88号「大仙市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。田口教育総務課長。

○教育総務課長（田口広龍） それでは、議案第88号「大仙市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」説明いたします。

議案書は14ページと15ページになりますが、併せて主にですが、こちらの右上の「教育総務課資料No.1」と書かれた新旧対照表で説明させていただきます。

本案は、中仙地域の小学校の一部及び中学校を統廃合するため、本条例の所要の改正を行うものであります。

具体的な内容についてでございますが、小学校につきましては、豊川小学校と豊岡小学校を統合し、現在の豊川小学校の校舎等を利用して「(仮称)大仙市立豊川・豊岡統合小学校」を設置するものであります。

次に、中学校につきましては、豊成中学校を中仙中学校に編入統合するものであります。

なお、統合後の小学校の名称は仮称でありまして、今後、教育委員会内に設置する開校準備委員会において、各方面から意見を聴いた上で校名案を取りまとめ、来年度のできるだけ早い時期に改めて議会に提案したいと考えております。

次に、具体的な条例の改正内容についてですが、「教育総務課資料No.1」のA4判横

の新旧対照表を御覧願います。左側が現行、改正前、右側が改正後になります。

小学校の名称と位置を定めた別表第1に規定している「大仙市立豊川小学校」の名称を「（仮称）大仙市立豊川・豊岡統合小学校」に改めるとともに、「豊岡小学校」に関する規定を削除するものであります。

また、同じく中学校について定めた別表第2から、「豊成中学校」に関する規定を削除するものであります。

施行期日につきましては、令和3年4月1日としております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の程、お願い申し上げます。

○委員長（小松栄治） はい、ありがとうございます。説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方、お願いいたします。ありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小松栄治） ないようですので、質疑を終結いたします。れより討論を行います。討論はありますか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小松栄治） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（ 「異議なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小松栄治） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決するべきものと決しました。

それでは再び議案第91号を議題といたします。当局の説明を求めます。田口教育総務課長。

○教育総務課長（田口広龍） それでは、議案第91号「令和元年度大仙市一般会計補正予算（第4号）」のうち、教育総務課所管分について説明いたします。

これも「教育総務課資料No.2」のA4判タテの1枚物「事業説明書」を御覧ください。

事業名は、「教育文化基金積立金」です。今回、354万8千円の補正をお願いするものであります。財源内訳は、その他（教育費寄附金）が50万円、一般財源が304万8千円であります。

内容としましては2件の積立でありまして、旧学校施設の有償貸与に係る基金積立金と寄附に伴う基金積立金であります。

はじめに、旧学校施設の有償貸与に係る基金積立金についてであります。

旧船岡小学校の校舎の一部を、協和地域の船岡地区に社を構えます東電化工業株式会社が工場として活用するため、同社と平成30年11月から令和5年3月までの間の賃貸借契約を締結して貸与しております。船岡小学校の校舎は国の補助事業で建設したものであるため、有償で貸与する場合には、一定期間、国の制約を受け、承認を得る必要があったことから、承認申請をしたところであります。その結果、「国が定めた国庫納付金相当額」を教育文化基金に積み立て、学校施設の施設整備の財源とすることを承認の条件とされたため、昨年度の3月補正で124万1,863円を予算措置していただき、年度末に教育文化基金に積み立てたところであります。

その後、同社から借りていない残りの校舎部分も追加し、校舎全部を借りたいとの申入れがあったことから、先の賃貸借契約を変更し、改めて令和元年6月1日から令和5年3月31日までを賃貸借期間として有償貸与したものであります。

この追加分について、国に承認申請をしたところ、同様に国庫納付金相当額304万7千699円を基金に積み立てることが承認の条件とされたため、今般、予算措置をお願いするものであります。

次に、寄附に伴う基金積立金についてであります。

横手市大雄の株式会社小松木工さんから去る4月1日、教育文化のために役立ててもらいたいと50万円の寄附があったことから、基金に積み立てるものであります。

いずれも積み立てた分については、今後、趣旨に沿って活用していく方針です。

教育総務課所管分については、以上であります。

よろしく御審議の程、お願い申し上げます。

○委員長（小松栄治） はい、ありがとうございました。説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方、お願いいたします。ありませんか。いいすかな。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小松栄治） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、大沼生涯学習課長、お願いします。はい、課長。

○生涯学習課長（大沼利樹） それでは、議案第91号、「令和元年度大仙市一般会計補正予算（第4号）」の内、生涯学習課所管分についてご説明致します。

資料No. 2、「補正予算（9月補正）」の16ページをお開き願います。併せて、お手元に配布させていただきました別紙の資料「（仮称）大綱交流館整備事業費補正予

算等内訳」も併せてご覧願います。

10款5項3目16事業「(仮称)大綱交流館整備事業費」につきまして、特定財源の国の交付金であります、社会資本整備総合交付金が当初予算時の2億1千104万2千円より5千704万2千円減の1億5千4百万円の内示額となり、国から配分されております。

また、交付金の減額に伴い、「生涯学習施設整備事業債」いわゆる「合併特例債」ですが5千240万円の増額。事業債の充当率に伴い、一般財源を464万2千円増額することに伴う財源振替を行うものであります。

本事業の建築工事の正味工期は約14ヶ月であり、本年度の工程で6月議会での議決後に着手し、令和元年度で約10ヶ月、令和2年度が4ヶ月の年度別工期により、令和2年8月に完成予定であります。その後、引越・資料展示期間を経て、10月開館を想定して年度割額を算出しております。また、公民館の利用団体、地域住民及び議会の皆様に、令和2年10月の開館を目処に工事を施工する旨の説明をしていることから、それに間に合わせるためには、予算計上した額分の事業を今年度中に実施したいと考えております。

なお、本事業は、本年度と来年度の2カ年継続事業であり、今年度減額された分の交付金を来年度に追加して要望できるかを国に確認したところ、要望できるとの回答をいただいております。最終的に交付金の額が全体事業費の内、交付金対象事業費の4割であれば良く、今年度については、市が事業債及び一般財源を多く出すこととなりますが、来年度不足分の交付金が配分できれば、事業費枠の中で調整できる旨の説明を国からいただいております。

現在の大綱交流館の進捗状況につきましては、大綱交流館棟は、基礎工の本杭打ちを行っており、大綱伝承館棟についても、基礎工の基礎配筋及び基礎型枠組み立てを行っており、工程としては順調に推移しております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い致します。

○委員長(小松栄治) はい、ありがとうございます。これより質疑を行います。質疑のある方、お願いいたします。ありませんか。いいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小松栄治) ないようですので質疑を終結いたします。

ここで、説明職員の入れ替えのため、暫時休憩いたします。

(休憩 午後 2時15分)

(再開 午後 2時26分)

○委員長（小松栄治） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

再び議案第91号を議題といたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（小松栄治） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（小松栄治） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり、可決するべきものと決しました。

ここで大変恐縮ですが、説明職員入れ替えのため、暫時休憩いたします。

(休憩 午後 2時27分)

(再開 午後 2時29分)

○委員長（小松栄治） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより市立大曲病院の議案についてを審査いたします。

はじめに富樫市立大曲病院事務長からご挨拶お願いいたします

○市立大曲病院事務長（富樫公誠） 本日は、30年度の市立大曲病院事業会計の決算についてこれからご審議いただきますが、その前に、病院の現状をご報告させていただきます。

30年度の病院運営は、29年3月策定の「公立病院改革プラン」の数値目標の達成を目指し、事業経営に努めております。

30年4月からは市の福祉事業である「認知症初期集中支援推進事業」が予定どおり開始となり、30年度1年間では8人の方を支援しております。

人事面では、働き方改革に伴う休暇休業制度の見直し、医師や看護師の負担軽減などの職場環境の改善が求められております。賃金単価の引き上げなどの処遇改善、いろいろな視点から見直しを迫られております。

ご案内のとおり、病院運営は、専門職の配置が必須となっております。休暇休業制度等が充実し、その取得促進を職員に徹底すればするほど、マンパワーで成り立ってい

る病院事業にとっては、臨時や非常勤の職員にも頼らなければならなくなっているのが課題であります。

今後も、人口減少や医療制度改革の流れを受け、入院患者数も少しずつ減少傾向にあることから、収益の大きな伸びは、残念ながら期待できない状況にあります。医療の質の向上や地域に必要とされる医療機関を目指して、取り組んでいるところであります。

以上、病院事業の背景を簡単に説明させていただきました。そういう実情の中の決算であるということで、これから病院事業の30年の決算をご審議いただきたいと思えます。どうかよろしくお願いたします。

○委員長（小松栄治） はい、ありがとうございました。それでは審査に入ります。

議案第107号「平成30年度市立大曲病院事業会計決算の認定について」を議題といたします。

決算の審査に当たっては、予算が適正かつ効率的に執行されているかどうか、事務事業の執行が法令及び条例等に基づき適正に処理されているかどうか等につきまして、監査委員の審査意見書等を参考にして審査したいと思います。それでは、当局の説明を求めます。久米市立大曲病院次長兼管理課長。

○市立大曲病院管理課長（久米啓之） それでは、議案第107号「平成30年度市立大曲病院事業会計決算の認定について」ご説明申し上げます。

資料NO. 4の「平成30年度大仙市公営企業会計決算書」の前半部分、市立大曲病院事業会計決算書で説明させていただきます。

はじめに、事業報告書で、30年度の病院事業の概要を説明いたします。

決算書の15ページをご覧ください。

1. 概況（1）の総括事項では、2千769万6千円の黒字決算であること、器械備品購入として、調理用器具や画像診断ワークステーションなどを購入したことについて記載しております。

（3）の行政官庁認可事項につきましては、後発医薬品使用体制に係る届出と薬剤管理指導料に係る届出をした旨を記載しております。

（4）の職員に関する事項（年度末職員数）では、29年度末と比較し、4人の増加となっております。看護師が2名増となっておりますが、うち1名は再任用職員であり、訪問看護などを担当しております。嘱託職員は、施設管理に係る職員1名に加え、育休職員の代替として精神保健福祉士と薬剤師を採用したため、2名の増となっております。

続きまして、決算書の16ページをご覧ください。

ページの中段に、業務量として入院と外来の患者数を表にしております。

入院の年間延べ患者数は、36,235人で、前年度と比較すると、1,120人の増となっております。一日平均患者数は99.3人、病床利用率は82.7%となっております。下の方の表になりますが、外来の年間延べ患者数は、14,631人で、前年度と比較すると5人の増となり、一日平均患者数は60.0人であります。こちらに記載しておりませんが、外来の年間延べ患者数のうち訪問看護指導に係る延べ患者数は687人で、前年度より109人の増となっております。

続きまして、決算書の17ページをご覧ください。

事業収入の科目別の収入内訳を表にしております。

備考欄に記載しておりますが、「患者1人1日当たりの診療収入」は、入院が1万4千420円、外来が5千236円となっており、昨年よりも若干増えております。平成30年度は診療報酬の改定がありましたが、当院にとってはあまり大きな影響がなかったものと分析しております。

「未収金」として記載の医療保険分の8千599万9千770円は、2月3月分の現年度社保未収金の入院7千488万9千716円と外来1千111万54円の合計であります。

自費分の763万5千110円は、現年度個人未収金の入院756万9千430円と外来6万5千680円の合計であります。その他医業分の4万3千200円は、年度内未収の文書料などであります。

続きまして、決算書の18ページをご覧ください。

事業費に関する事項で、科目毎に表にしております。

過年度査定減などを損益修正損として、184万672円を計上し、特別損失としております。内訳は、不納欠損で債権放棄した分が43万8千700円、3月請求分にかかる返戻及び査定減が101万9千286円、2月請求にかかるものが38万2千686円となっております。

過年度査定減とは、前年度中に、社保等に請求した診療収入について、査定の結果、当年度に請求額が減額されたもので、病院で再度請求する場合を除き、診療収入が減額されたものであります。これを監査委員からの指摘、指導により、27年度から、特別損失の損益修正損として計上しております。

また、平成30年度は、破産の申し立てや連帯保証人と連絡がつかないなど、債権放棄せざるをえない過年度の個人未収金の2件を、債権管理条例に基づき特別損失としております。

以上、事業報告書により、病院事業の概要を報告させていただきました。

続きまして、附属書類の説明をいたします。

決算書の21ページ、キャッシュ・フロー計算書をご覧ください。

ページの中ほどになりますが、業務活動での支払利息は、2千818万3千195円、ページの中ほどより下になりますが、財務活動での企業債償還（元金）は9千937万335円など、多額であることがこの計算書でも確認していただくことができます。

続きまして、決算書の22ページからの明細書をご覧ください。

22ページは、収益的収支の明細書であります。

病院事業収益の決算額は、8億6千809万9千157円となります。病院事業収益は、医業収益と医業外収益に区分されており、医業収益のうち、入院収益は、5億2千250万7千380円で、外来収益は、7千660万690円、その他医業収益は、405万2千233円で、診断書料や介護保険主治医意見書など文書料の収入あります。

医業外収益2億6千493万8千854円のうち、負担金交付金の他会計負担金2億4千31万4千円は、一般会計からの負担金であります。

新会計基準で26年度から計上することになった長期前受金戻入額は、2千239万1千933円、その他医業外収益は、187万11円となっております。この他医業外収益187万11円の主なものは、コインランドリーの手数料、自動販売機、公衆電話の使用料などの収益であります。

続きまして、23ページをご覧ください。25ページまで、支出の内容となっております。

病院事業費用の決算額は、8億4千40万3千79円となります。病院事業費用は、医業費用、医業外費用、特別損失及び予備費に区分されており、医業費用のうち、最も金額が大きいものは給与費で、5億5千385万1千525円であります。平成27年度からは、賞与引当金を設けており、2千818万9千円を計上し、翌年度、令和元年6月支払予定の期末・勤勉手当の支給に備えております。また、平成26年度から退職給与引当金を設けており、毎年303万4千円を計上しております。

材料費は、3千568万137円で、主なものは薬品費で、患者数と連動する経費となっております。

経費は、23ページ下段から24ページになりますが、光熱水費や燃料費のほか、病院敷地や白衣、寝具などの賃借料、病院給食、院内清掃、医療事務、臨床検査、空調保守などの委託料などであります。

24ページの表の下段にあります減価償却費は4千649万8千735円で、国庫補助金等で取得した資産の当年度分の減価償却を含むものであります。

25ページの中段にあります、医業外費用は、2千837万9千578円となっており、その大部分が企業債の利息となっております。

特別損失は、過年度査定減の損益修正損などとして、184万672円を計上しております。

続きまして、26ページをご覧ください。

26ページは、資本的収支の明細書であります。

収入につきましては、資本的収入、他会計出資金、4千968万6千円は、市の一般会計からの繰入金であります。

支出につきましては、資本的支出のうち、建設改良費の「器械備品購入費」は、画像診断用パソコンなどの整備にかかるものであります。

企業債償還金、9千937万335円は、病院建設のための企業債元金3件分の償還金であります。

続きまして、28ページをご覧ください。

28、29ページには、固定資産明細書を載せております。

画像診断ワークステーションなどの備品購入があったため、有形固定資産明細書では、器械備品に当年度増加額及び当年度減少額に動きがあります。

続きまして、30ページをご覧ください。

30、31ページには、企業債明細書を載せております。

平成6年度からの3件の起債の明細で、令和9年（平成39年）3月が償還の終期となっております。

次に、決算書の内容についてご説明申し上げます。

決算書は、前の方に戻っていただきまして、2ページと3ページをご覧ください。

決算報告書の（1）収益的収入及び支出について、ご説明申し上げます。

収入の第1款、病院事業収益の決算額は、8億6千809万9千157円であります。

内訳としまして、第1項、医業収益は、6億316万303円で、入院収益や外来収益などの合計であります。

第2項、医業外収益は、2億6千493万8千854円で、一般会計からの負担金と新会計制度により計上が義務化された長期前受金戻入額主なものとなります。

次に、支出の第1款、病院事業費用の決算額は、8億4千40万3千79円でありませぬ。

内訳といたしまして、第1項、医業費用は、8億1千18万2千829円で、職員の給与費、医薬品などの材料費、光熱水費など病院施設管理のための経費、減価償却費などの合計であります。不用額、3千590万8千921円は、職員の休業などによる給与費の減少、入院患者数に連動する材料費や給食の委託料などの減少によるものであります。

第2項、医業外費用は、2千837万9千578円であります。支払利息などで、大部分は、企業債3件の利子償還金であります。

第3項、特別損失は、過年度査定減などを損益修正損として、184万672円を計上しております。

第4項、予備費の支出は、ありませんでした。

収益的収入及び支出においては、収支差引で2千769万6千78円の黒字となっております。

次に、決算書の4ページ、5ページ、(2)資本的収入及び支出について、ご説明申し上げます。

まず、収入については、第1款、資本的収入の決算額は、4千968万6千円であります。

支出については、第1款、資本的支出の決算額は、1億49万7千975円であります。

内訳としまして、第1項、建設改良費は、112万7千640円で画像診断用ワークステーション2台などの器械備品の購入費であります。

第2項、企業債償還金は、9千937万335円で、企業債3件分の元金償還金であります。

第3項、予備費については、執行がありませんでした。

なお、表の欄外に記載しておりますとおり、収入が支出に不足する分、5千81万1千975円は、減債積立金1千2百万円、建設改良積立金百万円、過年度分損益勘定留保資金3千781万1千975円で、補てんしております。

次に、7ページの損益計算書についてご説明申し上げます。

医業収益と医業費用の差引は、ページの中ほどにあります医業損失で、2億702万2千526円の赤字で、前年度と比較しますと、580万863円損失が少なくなっています。それに、医業外収益と医業外費用を加減した後の経常利益は、下から五段目の数値になりますが、2千953万6千750円の黒字であります。これから、さらに特別損失の過年度損益修正損を差し引き、当年度の純利益は、下から3段目の数字になりますが、2千769万6千78円となっております。

一番下の行の数値、当年度末の未処分利益剰余金は、前年度から繰り越している利益剰余金と合わせて、3千862万5千940円となっております。

次に、この剰余金の処分についてご説明申し上げます。

決算書は8ページ、9ページをご覧ください。

上段の表、剰余金計算書では、右から3列目の未処分利益剰余金の列をご覧ください。一番下の段になりますが、当年度末残高が、当年度繰越利益剰余金として、3千862万5千940円となっております。

下段の表、剰余金処分計算書では、一番右の欄、一番上の段になりますが、当年度末残高の未処分利益剰余金3千862万5千940円について、減債積立金として2千万円を処分し、企業債の償還のために積み立てし、残額については繰越利益剰余金で1千862万5千940円とするものであります。

続きまして10ページ、11ページの貸借対照表についてご説明申し上げます。

平成30年度末の病院事業会計の資産残高は、10ページの中段の下の方にあります「資産合計」の13億1千174万4千249円であります。

その調達財源は、11ページの中ほどにあります「負債合計」の11億989万8千990円と11ページの下から2行目の「資本合計」2億184万5千259円となり、企業債に大きく依存した財務構成となっております。

続きまして、12ページをご覧ください。

12ページは、決算書作成にあたっての注記であります。引当金の計上方法については先に明細書で説明のとおりであり、その他は例年どおりとなっております。

以上、決算書の説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議のうえ、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小松栄治） はい、ありがとうございました。説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小松栄治） なければ質疑を終結いたします。それでは、これから書類等の審査を行います。審査につきまして、委員の分担を決め、「収入」と「支出」とに分けて審査いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（ 「異議なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小松栄治） ご異議なしと認め、次に、審査の分担につきまして、委員長の指名とすることにご異議ございませんか。

（ 「異議なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小松栄治） ご異議なしと認めます。

それでは、私より収入と支出につきましての委員の指名をしたいと思いますので、収入につきましては、私とそれから大山委員と藤田委員。それから支出につきましては、挽野利恵さんと高橋さん、そして小笠原さんでお願いしたいと思います。

審査の方法につきましては、休憩の形で行い、それぞれの審査終了後、質疑及び意見の調整を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（ 「異議なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小松栄治） ご異議なしと認めます。それでは書類審査のため、暫時休憩いたします。

（ 休 憩 午後 2 時 5 5 分 ）

（ 再 開 午後 3 時 1 1 分 ）

○委員長（小松栄治） それでは休憩前に引き続きまして、会議を開きます。書類等の審査も終わったようですので、これより、質疑を行います。質疑のある方、お願いします。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小松栄治） はい、なければ質疑を終結いたします。次に、監査委員の決算審査意見書等を参考にして、付すべき意見があれば調整して報告したいと思います。また、意見の調整については、休憩して進めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小松栄治） ご異議なしと認め、そのように決定します。それでは暫時休憩します。

（ 休 憩 午後 3 時 1 2 分 ）

（ 再 開 午後 3 時 1 3 分 ）

○委員長（小松栄治） 休憩前に引き続き、会議を開きます。審査の意見調整が終了いたしましたので、当委員会の審査意見書として先ほど委員長が申したとおり、意見書を付託することにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小松栄治） ご異議なしと認めます。これより討論を行います。討論はありますか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小松栄治） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は、認定することにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員（小松栄治） ご異議なしと認め、本件は認定すべきものと決しました。

以上で、市立大曲病院の審査は終了いたします。職員退室のため、一旦休憩といたします。本当にご苦労さんでございました。

（ 休 憩 午後 3 時 1 4 分 ）

（ 再 開 午後 3 時 1 5 分 ）

○委員（小松栄治） 休憩前に引き続き、会議を開きます。それでは次に、所管事務に係る閉会中の継続審査及び調査に関する件についてお諮りいたします。お手元に配付しております件につきましては、議長に対し、閉会中の継続審査及び調査の申し出をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小松栄治） ご異議がないようですので、そのように決定いたします。

以上で、当委員会に審査付託となりました議案の審査は、終了いたしました。なお、本委員会の「審査報告書」及び「委員長報告」の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小松栄治） ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。この際、委員の皆様から何かございましたら、お願いしたいと思います。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小松栄治） ないようですので、これをもちまして、教育福祉常任委員会を閉会いたします。大変ご苦勞様でございました。

（ 閉 会 午後3時16分 ）

委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

令和元年 月 日

教育福祉常任委員会委員長 小 松 栄 治